

修了考査（再受験）

- 修了考査に不合格となった方は、受講証明書の有効期限内であれば、修了考査を再受験することができます。ただし、当支部発行の「受講証明書」をお持ちの方に限ります。

（他支部、他機関発行の「受講証明書」では、受講することができません。）

日程（修了考査日）、申込方法等につきましては、当支部へご連絡下さい。

修了考査再受験料：6,600円（税込）

※ 受講証明書の有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。

（例1）4月～12月末日までの間に講習を受講して不合格となった場合

⇒ 令和2年4月8日に講義を修了した場合は、令和5年3月31日が有効期限となります。

（例2）1月～3月末日までの間に講習を受講して不合格となった場合

⇒ 令和3年1月8日に講義を修了した場合は、令和5年3月31日が有効期限となります。

※ 受講証明書を「紛失」した場合は、再交付（有料）の手続きをして下さい。

「氏名変更」した場合は、書換（有料）の手続きをして下さい